

「基本計画策定のための作業方針の骨格（たたき台）」（第 13 回行政手続部会 資料）  
に対する各省庁の主な意見、質問（事務局による整理）

1. 対象手続一覧表

① 民間事業者

- ・ 各種の法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人、組合等）は民間事業者に含まれるか。

② 営業の許認可等

- ・ 個別の業ではなく、広く一般的な規制を行う制度は対象となるか。

③ 補助金の手続

- ・ 公募することなく、交付先の法人が単一又は特定の者と定まっているものは対象となるか。
- ・ 助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の対象とならず、支給申請者の申込みに対する行政庁の承諾により成立する贈与契約と解されるものは対象となるか。

④ 統計調査

- ・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、「オンライン回答率の向上方策を検討する」とされており、オンライン回答率を把握することが適当ではないか。
- ・ 対象手続一覧表の作成に当たっては、政府全体の統計調査の基本的な情報を把握し、統計改革との関係整理を統一的に行うことのできる総務省が対応すべきではないか。

⑤ 共管法令の扱い

- ・ 対象手続一覧表の作成作業に当たって、どのように取り扱うべきか。

⑥ 公表

- ・ 件数が少ない等により基本計画を策定しない場合、作成した対象手続一覧表の公表をどのように考えるか。

## 2 基本計画

### ① 作成対象

- ・ 件数が著しく少ないもの（年間 100 件以下）や既に最小限の行政手続コストであるもの（10 分以下）を対象とすることは必要か。
- ・ 件数のみを基準とするのではなく、事業者ニーズに合致した手続が対象となるよう、各省庁が判断する余地を残してほしい。

### ② 記載事項

- ・ ひな形を提示してほしい。

### ③ 削減方策（全般）

- ・ 所管の全ての許認可等の手続について調査した結果、特定の手続に申請・届出が集中していることが判明した。まずは、大部分を占める一定件数以上の手続について取組み、他手続きについても同様に取組が可能であるか、継続的に検討を進めていくことが、短期間で効果の高い取組となるのではないか。
- ・ 例えば、添付書類の容量が大きい場合はオンラインで手続をするよりDVDにして郵送する方が申請者の手続コストが小さいことも考えられる。
- ・ オンライン化対応済みなど、既にコスト削減がなされている手続の扱いをどうするか。

### ④ 削減方策（補助金）

- ・ 各省庁で統一的な事項が多く、ひな形や共通的な考え方を示してほしい。
- ・ 特に手続の合理化については、法令を所管している財務省、国の出納を確認する会計検査院との調整も必要ではないか。

### ⑤ 削減方策（統計調査）

- ・ 統計改革においては、政策立案に必要なデータの収集を図りつつ、報告者の負担軽減のための新たな仕組みの検討等を行うこととされていることから、各省庁の判断ではなく、総務省等により統一的な削減方法が示されるべきではないか。
- ・ 例えば統計調査については、作業時間を削減することで必要な統計精度が担保されなくなるリスクもあり、単純に作業時間を削減すれば良いものではないのではないかと。

- ⑥ 削減方策（その他府省間の連携が必要な取組）
- ・ 電子化については、省庁毎に個別の取組が行われると、電子申請方法の統一性が損なわれるなど、3原則に反するおそれがある。政府一体的な取組が重要ではないか。
  - ・ ワンスオンリーの実現に当たって、他省庁との連携が必要になるが、どのように検討を進めていくか。
- ⑦ 削減方策（地方公共団体との連携が必要な取組）
- ・ 地方公共団体の所管する手続（とりわけ自治事務）の取扱いをどうするか。
  - ・ 地方公共団体の所管する手続について、共通分野における「自治体の理解と協力」のとりつけ、電子化の推進について、どのように行うか。

### 3 コスト計測

- ① 計測の対象とする手続
- ・ 選定をどのような基準に基づいて行われるべきか示してほしい。
- ② 計測手法（全般）
- ・ 具体的な推計方法を例示することも検討してほしい。
  - ・ 計測手法を決定するためには、関係団体との調整のため、相当の時間を要することが見込まれるのではないか。
  - ・ API 電子申請による行政手続コスト、紙媒体の申請による行政手続コストを計測した上で、それぞれ3年後も不変と仮定する。後者が大きいことを前提として、API 電子申請の利用率の向上分を把握することで全体の削減率を算出する手法も考えられるのではないか。
- ③ 計測手法（補助金）
- ・ 予算編成（予算総額の変移、事業のスクラップ&ビルド、補正予算の有無等）によって毎年度事情が異なり、同じ条件で定量評価ができないのではないか。
  - ・ 採択件数が少ないものを対象事業にすることは、事業者の提案の都合に大きく左右されるため、効果検証に大きなブレが生じる可能性が高く、業務の費用対効果が低いと思われるため、例えば採択件数100件以上の案件に限る等、コスト計測を行う対象を限定するべきではないか。

- ・ 効果検証を行うに際し、不採択事業者にコストをかけるのは賛同が得られにくいいため、対象から外すもしくは不採択事業者を計測対象にする場合には、共通の考え方を示すべきではないか。
- ・ 確定検査や事業終了後の対応（フォローアップ調査、収益納付、財産処分対応、会計検査院対応）については、国費の使途を厳格に確認するという観点から、時間の短縮を図る性質のものでなく、また事業者の都合によるものもあるため、削減目標の対象外としてはどうか。

#### 4 フォローアップ

- ・ 行政手続部会のフォローアップのタイミング、方法、頻度はどのようになるか。